

一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ
 バナー広告募集要領

一般社団法人住宅性能評価・表示協会では、当協会ホームページのトップページに掲載するバナー広告を募集しております。

■平成27年度閲覧状況（件数を保証するものではありません。）

ホームページの閲覧状況は、当協会の業務が、住宅性能表示制度から長期優良住宅認定制度、低炭素建築物認定制度、さらには建築物省エネルギー性能表示制度の普及活動へと拡大するにつれ増加しております。

○トップページの閲覧状況

- ・月間平均 ページビュー数 約50,000件

○主なページ※の閲覧状況合計

- ※<http://www.hyoukakyokai.or.jp>からはじまる主なページの累計
- ・月間平均 ページビュー数 約266,000件

■バナー広告の掲載場所など

- ・バナー広告の掲載場所：当協会ホームページのトップページ右サイド
- ・掲載方法：ランダム掲載（画面を開く度に無作為に表示位置が変わる掲載方法）
- ・募集枠：最大30枠（最大枠を超えた場合は、お断りさせていただく場合がございます。）

■バナー広告掲載料（1枠）

- ・掲載期間に応じて割引をしています。（下表参照）
- ・メンテナンスなどで当協会のホームページが閉鎖している期間も掲載期間に含ましますのでご了承ください。
- ・ご希望により、掲載期間中にバナー広告画像の差替えができます。（無料）

○1か月10,800円【税込】

○割引

期 間	割引
12か月	25%割引
10か月～11か月	20%割引
7か月～9か月	15%割引
4か月～6か月	10%割引
1か月～3か月	—

<期間別掲載料>

期 間	掲載料【税込】	期 間	掲載料【税込】
12か月	97,200円	6か月	58,320円
11か月	95,040円	5か月	48,600円
10か月	86,400円	4か月	38,880円
9か月	82,620円	3か月	32,400円
8か月	73,440円	2か月	21,600円
7か月	64,260円	1か月	10,800円

※契約始期：平成28年6月1日 契約終期：平成29年5月31日

■お支払い

- ・お支払いは、下記口座へ掲載期間分を一括前払いとさせていただきます。(振込手数料はご負担願います。)
- ・納入いただいたバナー広告掲載料は、原則、返還いたしません。

銀行名	みずほ銀行 丸の内中央支店	口座番号	普通口座 1950246
口座名	一般社団法人住宅性能評価・表示協会 【(シャ) ジュウタクセイノウヒョウカヒョウジキョウカイ】		

■ご提出いただくもの

次の①～③の申込書などを郵便、宅急便などによりお送りください。

- ①一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページバナー広告掲載申込書(押印したもの)
- ②バナー広告画像(電子ファイルを格納したCD-R)
- ③【当協会会員以外の方】会社概要(パンフレットなど)

■バナー広告の規格

- ・サイズ: 縦45×横160ピクセル(固定)
- ・データ容量: 4KB以内
- ・形式: GIF(アニメーションGIF可、透過GIF不可)又はJPEG
※アニメーションの動きが激しいものなど調整をお願いする場合があります。

■お申込み先・お問合せ先

一般社団法人住宅性能評価・表示協会 バナー広告担当
メールアドレス koukoku@hyoukakyoukai.or.jp
住所 〒162-0825
東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 神楽坂一丁目ビル6階
電話 03-5229-8538

■その他注意事項

○バナー広告画像の内容やリンク先について、当協会が不適切と判断したときは、事前にお断りしております。掲載後の場合は、バナー広告を削除いたします。

<不適切と判断するバナー広告事例>

- (1)法律、条例に違反又はそのおそれのあるもの
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (3)政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4)特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (5)青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (6)その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (7)消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8)氏名・写真・商標・著作権などを無断で利用したもの
- (9)その他当協会ホームページへの掲載に不適切と判断されるもの

○バナー広告によりリンクされたホームページの内容についての問合せや、その内容に起因する苦情等について、当協会では一切対応いたしません。第三者からのバナー広告に関して被害などを被った旨の賠償問題については、広告主様の責任・負担にて解決していただきます。

○この要領に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、申込者と当協会により協議して定めることとします。